

# 佐渡ジオパークデジタルデータ利用規約

この規約は、佐渡ジオパーク推進協議会（以下、「協議会」という。）が、保持している画像データ及び動画データ（以下、「デジタルデータ等」）を貸し出すことについて、必要な事項を定めます。

## 1. デジタルデータ等貸し出しの趣旨

佐渡ジオパーク推進協議会が保持しているデジタルデータ等は、佐渡ジオパークの普及啓発を目的とした広報活動に利用していただくために、無料にて貸し出しするものです。

貸し出しを受けようとする者（以下、「利用者」という。）は、本規約についてご同意の上、貸出申請の手続きを行ってください。

## 2. 権利の帰属

- （1）デジタルデータ等は、著作権法その他無体財産に関する法律ならびに条約によって保護されています。
- （2）デジタルデータ等の著作権は、協議会に帰属します。そのためデジタルデータ等は、著作権法上認められた例外を除き、使用許諾権を持つ協議会に無断で転載、販売、貸与などの利用をすることはできません。
- （3）デジタルデータ等は、本規約に規定される条件のもので使用許諾するものであり、協議会は、使用許諾後も引き続き写真の使用許諾権を保持します。

## 3. 使用権等

- （1）協議会は、申請書にデジタルデータ等の利用目的を記載し本規約に規定する条件で、申請した利用者に対し非専属的に許諾します。
- （2）利用者は、善良な管理者の注意をもってデジタルデータ等を取り扱わなくてはなりません。

## 4. 使用許諾の範囲

- （1）利用者は、佐渡ジオパークの普及啓発を目的とした広報活動に限り、デジタルデータ等の使用を許諾されます。なお、次の場合は使用を禁止します。
  - ア. 画像素材自体に商品性が存在するものを製造、販売すること。（販売用の絵葉書、カレンダー、デジタルデータ集等）
  - イ. 佐渡ジオパーク推進協議会及び日本ジオパークネットワークの理念やその活動に反するもの
  - ウ. 宗教目的のみを意図するもの
  - エ. 公序良俗に反するもの
  - オ. 犯罪行為に結びつくもの
  - カ. 第三者等の著作権を侵害するもの
  - キ. 第三者等の財産、プライバシー等を侵害するもの
  - ク. 第三者等を誹謗中傷するもの
  - ケ. 選挙の事前運動、選挙運動またはこれらに類似するもの及び公職選挙法に抵触するもの
  - コ. その他、法律に反するもの

- (2) デジタルデータ等の使用は、1 申請で 1 回限りとします。別目的で使用する場合は、同一デジタルデータ等であっても再度申請を行ってください。

## 5. 利用方法

- (1) デジタルデータ等の使用に当たっては、当協議会提供の旨のクレジットを表示してください。

※製作物の性質上クレジット表示が難しい場合は、ご相談ください。

## 6. 使用後の取り扱い

利用者は、第三者等の不正使用防止のため、成果物等が完成した後速やかに、製作過程で保存した全てのデジタルデータを消去するものとします。

## 7. 禁止事項

- (1) 申請した使用目的以外の用途に供することを禁じます。
- (2) 本規約に基づく権利を第三者に譲渡し、デジタルデータ等を転貸し、またはデジタルデータ等の用途を変更することを禁じます。
- (3) 使用したデジタルデータ等を単独もしくはそれに近い形で製品化し、販売などの商行為に利用することを禁じます。
- (4) デジタルデータ等の色調等の修整により、当初のデジタルデータ等の持つイメージ変更することを禁じます。
- (5) デジタルデータ等を拡大しての使用により、データ量不足などで当初のデジタルデータ等の持つイメージを著しく損なうような利用を禁じます。

## 8. 規約違反

- (1) 本規約に違反した場合、許諾された使用权は告知なく即時消滅します。
- (2) 利用者が本規約のいずれかに違反した場合、または協議会との信頼関係が失われるような行為が認められた場合には、協議会はいつでもデジタルデータ等の使用を差し止めることができるものとします。また、以降のデジタルデータ等の貸出をお断りする場合があります。

## 9. 免責

- (1) デジタルデータ等の使用は、利用者の責任にて行ってください。デジタルデータ等の使用により損害または不利益が生じたとしても、協議会は、その損害または不利益について、一切責任を負いません。
- (2) 写真被写体としての人物、物品、場所等に関する肖像権、商標権、著作権、利用権等の権利の処理が必要な場合は利用者が行うものとします。協議会は、これらの諸権利に起因する紛争等について一切責任を負いません。

## 10. 成果品の提出

利用者は、デジタルデータ等を使用し、制作した成果物を後日協議会へ提出しなければなりません。雑誌・書籍等出版物への掲載の場合、利用者は、完成印刷物 1 部を協議会事務局に送付しなければなりません。

新聞・テレビ等のメディアへ提出の場合は、提出日・放映日等を協議会事務局に連絡しなければなりません。  
WEB等へ提出の場合は、提出日・URL等を協議会事務局に連絡しなければなりません。

## 成果品提出先

〒952-8501

新潟県佐渡市両津湊198番地 佐渡島開発総合センター2階

佐渡ジオパーク推進協議会事務局 デジタルデータ担当宛

TEL 0259-27-2162

FAX 0259-58-7357

E-mail [sado-geopark@city.sado.niigata.jp](mailto:sado-geopark@city.sado.niigata.jp)

附則

この規約は、平成 29 年 3 月 17 日から施行します。

附則

この規約は、平成 30 年 11 月 1 日から施行します。

# 佐渡ジオパークデジタルデータ利用申請書

佐渡ジオパーク推進協議会会長 様

届出日 年 月 日

佐渡ジオパークデジタルデータの利用にあたり、ガイドラインの規定に承諾し下記のとおり申請します。

申請者	住所	〒	—
	氏名 (団体名)		
	担当者 連絡先		
利用目的	(〇〇の印刷物に使用、など具体的に記入。)		
利用期間	(利用期間が決まっている場合) 年 月 日～ 年 月 日		
管理No.			
その他			

	事務局長	事務局	担当
登録	済み	不可	保留
確認日	年 月 日		